

葉山町ふるさと納税（寄附金）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、多様な人の参加によるまちづくりを行うため葉山町を応援しようとする個人からの寄附金を受入れ葉山町の施策を推進することを目的とする葉山町ふるさと納税（寄附金）推進事業（以下「本事業」とする。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（寄附の申出）

第2条 寄附をしようとする者（以下「寄附申出者」という。）は、次の方法により町長に申し出るものとする。

- （1） 葉山町ふるさと納税（寄附金）申出書（様式第1号甲・乙）による申出
- （2） インターネット上の所定のフォームによる申出（寄付金の額が500,000円未満のものに限る。）

（寄附金の使途）

第3条 寄附申出者は、前条の規定による申出の際に、寄附金の使途について別表1に定める施策等の中から選択することができる。

2 町長は、寄附申出者が前項の規定に基づいて寄附金の使途について別表1のうち2から6までのいずれかを指定し寄附金を納めたときは、指定した施策に関する事業等の財源に充てるものとする。

（寄附金の納入方法）

第4条 寄附申出者は、次のいずれかの方法により寄附金を納入するものとする。

- （1） クレジットカード払いによる納入（インターネット上の所定のフォームによる申出をした場合に限る。）
- （2） コンビニエンスストア収納代行による納付（インターネット上の所定のフォームによる申出をした場合に限る。）
- （3） ゆうちょ銀行の払込取扱票による納入
- （4） 町が発行する納入通知書による納入
- （5） 現金書留による納入
- （6） 役場窓口への現金持参による納入
- （7） その他町長が認める方法による納入

（返礼品）

第5条 町長は、寄附を行った者（以下「寄附者」という。）であって、1回の寄附金の額が10,000円以上のものに対し、予算の範囲内において、別表2に掲げる区分に応じて返礼品を贈呈するものとする。ただし、当該寄附者が返礼品を希望しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、葉山町に居住する者については、返礼品の贈呈を行わない。

3 返礼品は、葉山町ふるさと納税（寄附金）返礼品事務取扱要領に基づき町長の承認を得た事業者が取り扱う商品又は町内で行うサービスとする。

(寄附金受領証明書)

第7条 町長は、寄附金の受領を確認したときは、寄附者に寄附金受領証明書（様式第2号）を交付するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第8条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳を作成するものとする。

(実施状況の公表)

第8条 町長は、寄附金の受入額等について原則年度ごとに取りまとめて公表するものとする。

(事務局)

第9条 本事業の事務局は、政策財政部公共施設課に置く。

2 事務局が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 寄附金の受付処理及び寄附金台帳の整備に関すること。
- (2) 返礼品の承認及び発送に関すること。ただし、寄附金の額が500,000円以上の寄附者に関するものを除く。
- (3) そのほか、本事業の運営事務に関すること。

(業務委託)

第10条 町長は、本事業の効果的な運営を図るため、必要と認める業務について、専門的知見を有する事業者に委託することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

別表1（第3条関係）

No.	施策等名
1	町長に一任
2	子ども・障害者・高齢者の福祉や健康、防災等
3	環境保全等
4	観光や産業の振興等
5	公共公益施設の維持等
6	教育の振興等

別表2（第5条関係）

No	寄附金額	返礼品
1	10,000円以上 30,000円未満	3,000円相当のもの
2	30,000円以上 50,000円未満	9,000円相当のもの
3	50,000円以上 100,000円未満	15,000円相当のもの
4	100,000円以上 500,000円未満	30,000円相当のもの
5	500,000円以上	政策財政部政策課において対応するものとする。

葉山町ふるさと納税（寄附金）申出書

年 月 日

葉山町長 様

私は葉山町へ次のとおりふるさと納税（寄附）を申し出ます。

寄附者	（※個人情報、ふるさと納税（寄附）の目的以外には使用しません。）		
ご住所（〒 - ）		都道府県	
（フリガナ）		電話番号	
お名前		FAX番号	
電子メール			

※特産品を送付する際にご連絡する場合がありますので、日中連絡可能な電話番号をご記入ください。

※住所地以外へ寄附金受領証明書や返礼品の送付を希望する場合、代理人が手続きをする場合は、任意の様式に明記してこの申出書に添付してください。

1 寄附金の使途と金額

（希望する使途に金額をご記入し、その合計額を「寄附の合計金額」欄へ記入してください。）

1	町長に一任	円
2	子ども・障害者・高齢者の福祉や健康、防災等	円
3	環境保全等	円
4	観光や産業の振興等	円
5	公共公益施設の維持等	円
6	教育の振興等	円
寄附の合計金額		円

※使途の指定がない（未記入）のときは、町に一任とみなします。

2 ご芳名の公表を希望しますか？

希望します

ご希望の場合は、葉山町のホームページ上に寄附者氏名を掲載します。

3 寄附金の払込方法（以下の中から一つ選択し、□に「レ」をお願いします）

<input type="checkbox"/>	町作成の納入通知書 後日、ご住所へお送りしますので、下記の葉山町公金取扱金融機関の本支店で納入してください。（手数料は町が負担します） りそな銀行、スルガ銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫、よこすか葉山農業協同組合
<input type="checkbox"/>	ふるさと納税専用の払込取扱票 全国のゆうちょ銀行から納入できます。（手数料は町が負担します）
<input type="checkbox"/>	現金書留・現金持参 この申込書と併せてお送りください。（郵送料は寄附者の負担となります）

※1回の寄附の合計金額が50万円未満で、クレジットカードかコンビニ決済で入金希望する場合は、葉山町ふるさと納税専用ページからお申し込みください。

4 ワンストップ特例の申請書の送付を希望しますか？

希望します

年内の寄附が5自治体以下で、確定申告や住民税申告の予定がない場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）」を受けられます。後日、葉山町から送付する「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入・押印の上、身分証明書の写しを添付してご返送ください。

5 町外在住の方に伺います。返礼品を希望しますか？

（以下の中から一つ選択し、□に「レ」をお願いします）

希望する方は別紙パンフレットからお選びください。ただし、今回の寄附の合計額が50万円以上の方は、葉山町へおまかせください。なお、返礼品は協力事業者から寄附者様に直接送付するため、住所・氏名・連絡先を協力事業者へ提供することに同意いただいたものとみなします。

<input type="checkbox"/> 希望します	特産品番号
<input type="checkbox"/> 希望しません	

6 葉山町へのメッセージ（ご自由にお書きください）

【問合せ・申出書の送付先】

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 政策財政部公共施設課
電話：046-876-1111（内線341） FAX：046-876-1717 E-Mail：furusato@town.hayama.lg.jp

葉山町ふるさと納税（寄附金）申出書

年 月 日

葉山町長 様

私は葉山町へ次のとおりふるさと納税（寄附）を申し出ます。

寄附者	（※個人情報とは、ふるさと納税（寄附）の目的以外には使用しません。）		
ご住所（〒 ）	都 道 府 県		
（フリガナ）	電話番号		
お名前	FAX番号		
電子メール			

※返礼品を送付する際にご連絡する場合がありますので、日中連絡可能な電話番号をご記入ください。
 ※住所地以外へ寄附金受領証明書や特産品の送付を希望する場合、代理人が手続きをする場合は、任意の様式に明記してこの申出書に添付してください。

1 寄附金の使途と金額

（希望する使途に金額をご記入し、その合計額を「寄附の合計金額」欄へ記入してください。）

1	町長に一任	円
2	子ども・障害者・高齢者の福祉や健康、防災等	円
3	環境保全等	円
4	観光や産業の振興等	円
5	公共公益施設の維持等	円
6	教育の振興等	円
寄附の合計金額		円

※使途の指定がない（未記入）のときは、町に一任とみなします。

2 ご芳名の公表を希望しますか？

希望します

ご希望の場合は、葉山町のホームページ上に寄附者氏名を掲載します。

3 寄附金の払込方法（以下の中から一つ選択し、□に「レ」をお願いします）

<input type="checkbox"/>	町作成の納入通知書 後日、ご住所へお送りしますので、下記の葉山町公金取扱金融機関の本支店で納入してください。（手数料は町が負担します） リソナ銀行、スルガ銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫、よこすか葉山農業協同組合
<input type="checkbox"/>	ふるさと納税専用の払込取扱票 全国のゆうちょ銀行から納入できます。（手数料は町が負担します）
<input type="checkbox"/>	その他 （具体的に記入してください）

4 ワンストップ特例の申請書の送付を希望しますか？

希望します

年内の寄付が5自治体以下で、確定申告や住民税申告の予定がない場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）」を受けられます。後日、葉山町から送付する「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入・押印の上、身分証明書の写しを添付してご返送ください。

5 返礼品について 今回の寄附金の合計額が50万円以上の方への返礼品は、葉山町へおまかせください。

6 葉山町へのメッセージ（ご自由にお書きください）

【問合せ・申出書の送付先】

寄附金受領証明書

住所
氏名 様

¥ _____ 円

上記の金額を受領いたしました。

平成 年 月 日

葉山町長 印

-----キリトリ-----

この受領証明書は所得税の確定申告や住民税申告に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

所得税の確定申告書の提出が必要ではない給与所得者や年金受給者等が、年内に5か所以内の地方公共団体へ寄附する予定の場合は、寄附した地方公共団体へふるさと納税ワンストップ特例申請をすると、翌年の申告をしなくても寄附金税額控除を受けられます。

ただし、ふるさと納税ワンストップ特例申請をした人が、6か所以上の地方公共団体へ寄附したり、所得税の確定申告や住民税申告をしたりした場合は、ワンストップ特例が取り消されます。